

## 平成 29 年 5 月 定例教育委員会 議事録

日 時 平成 29 年 5 月 31 日 (水) 開会 17 時 00 分  
閉会 18 時 40 分

場 所 教育委員会室

出席者 教育長 寺岡 悌二  
教育委員 福島 知克 教育委員 (教育長職務代理者)  
明石 光伸 教育委員  
高橋 護 教育委員  
小野 和枝 教育委員  
議事録署名委員 高橋 護 教育委員  
教育庁 湊 博秋 教育参事  
高橋 修司 教育次長兼社会教育課長  
月輪 利生 教育政策課長  
姫野 悟 学校教育課長  
梅田 智行 スポーツ健康課長  
三木 武夫 教育政策課参事  
末光 淳二 教育政策課参事  
猪俣 正七郎 学校教育課参事兼総合教育センター所長  
亀川 義徳 社会教育課参事  
矢野 淳子 人権同和教育啓発課参事兼学校教育課参事  
加藤 ひろみ 教育政策課課長補佐  
志賀 貴代美 教育政策課課長補佐兼指導主事  
傍聴人 0名

議事日程 第 1 議事録署名委員の指名について  
第 2 平成 29 年度一般会計補正予算案 (第 1 号) について【議第 20 号】  
第 3 別府市職員の退職手当に関する条例及び別府市立学校職員の退職  
手当に関する条例の一部改正について (教育関係部分)  
【議第 21 号】  
第 4 別府市スポーツ推進審議会委員の委嘱について【議第 22 号】  
第 5 別府市スポーツ推進委員の委嘱について【議第 23 号】  
第 6 別府市社会教育関係団体の認定について【議第 24 号】  
第 7 別府市いじめ問題調査委員会設置要項の制定について【議第 25 号】  
第 8 別府市教育委員の辞職につき教育委員会の同意を求めること  
【議第 26 号】 ※非公開

報告事項 (1) 教科用図書の採択方法について【報告第 12 号】  
(2) 寄附受納について【報告第 13 号】  
(3) 別府市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部改正について  
【報告第 14 号】

その他 (1) 6 月定例教育委員会の開催日程について

# 議 事 録

## ◎ 開 会

寺岡教育長 ただいまより平成 29 年 5 月の定例教育委員会を開催いたします。

---

## ◎ 議事録署名委員の指名について

寺岡教育長 議事日程第 1、議事録署名委員について、高橋委員さんをお願いします。

---

## ◎平成 29 年度一般会計補正予算案（第 1 号）について

寺岡教育長 次に議事日程第 2、議第 20 号 平成 29 年度一般会計補正予算案(第 1 号)につきまして、提案理由の説明をお願いいたします。

教育政策課長 1 ページをご覧ください。平成 29 年度一般会計補正予算案（第 1 号）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により意見を求めるものでございます。教育政策課関係部分 4 ページ目をご覧ください。繰越明許費でございます。本年度予算 11 款 1 項 2 目 0539 事業、事務局運営に要する経費中に文教施設個別計画策定支援業務委託料 1,527 万 2 千円の事業を予定しております。この事業は、本年度中に「別府市学校施設等長寿命化計画」を策定する予定でありましたが、年度内の業務完了が見込まれないため、繰越が必要となったものです。繰越の理由としましては、今年度、公民連携課が策定する全体計画としての「別府市公共施設保全実行計画」へ「別府市学校施設等長寿命化計画」の内容を反映させる必要があるため、それぞれの担当課が別々に発注するより、一括して一社に発注した方が連携し効率的であると判断したところですが、当初よりも委託業務期間に時間を要することとなったためであります。また、本業務は専門知識と経験を要するため、技能を重視すべきであり、一般競争入札よりプロポーザル方式の方が適切であると判断したところですが、当初より公告準備や審査に時間を要することから、繰越明許を行うものであります。以上であります。

教育次長兼社会教育課長 それでは社会教育課関係部分についてご説明いたします。まず歳入、2 ページをお願いいたします。21 款諸収入 06 項の雑入 04 目の雑入で、この部分につきましては、住友財団の文化財維持・修復事業助成金の 469 万円について歳入として補正計上させていただいております。これにつきましては、別府市の指定文化財の絹本着色雪村友梅像保存修復事業ということで、昨年度の 12 月の補正で、この事業の予算を計上させていただき現在進行しておりますが、本年 4 月 6 日に住友財団から 469 万円の助成が決定したことに伴う雑入の補正でございます。続きまして 3 ページの歳出をお

願いたします。今回の歳出の補正予算につきましては、昨年7月1日から休館しております別府市美術館につきまして、本年4月1日付けで大分県社会教育総合センター、通称ニューライフプラザの土地、建物等が大分県から別府市へ譲渡されたことで、これを美術館として暫定使用するための最小限の改修費等の補正予算を計上させていただいたものでございます。11款5項5目0631事業、美術館整備に要する経費2,869万7千円の計上ですが、主なものにつきましては、美術品の移送等委託料563万4千円、展示用パネル等の作成委託料349万9千円、施設整備等工事費が1,558万6千円、それから、収蔵庫用加湿・除湿機の備品購入費186万9千円でございます。社会教育課関係は以上でございます。

**スポーツ健康課長** スポーツ健康課部分の説明をさせていただきます。はじめに3ページ、歳出の部分の説明させていただきます。11款6項2目体育施設費補正額1,486万8千円です。内訳といたしましては、0656体育施設管理運営に要する経費の植栽管理委託料800万円です。これは実相寺多目的グラウンドの平成30年4月オープンまでの植栽管理を委託するものです。続いて0657体育施設整備に要する経費、これは同じく実相寺多目的グラウンド周辺整備事業として、附帯設備の工事費用、これは観覧席、掲揚ポール、トイレ改修等と、備品購入費、備品はラグビーゴールの防護マット、コーナフラッグ、及び防護マット、それとスコアボードが686万8千円を計上するものです。また2ページにお戻りいただいて、それに伴う歳入部分です。16款2項8目保健体育費補助金補正額75万1千円です。これは実相寺多目的グラウンド周辺のトイレを改修することに対して、大分県おもてなしトイレ緊急整備事業より助成を受けるものです。また一番下の段、22款1項5目教育債補正額1,230万円です。これは同じく実相寺多目的グラウンド周辺整備に伴う財源補正です。以上です。

**寺岡教育長** ただいま各担当課長より、平成29年度一般会計補正予算案（第1号）につきまして、意見を求める説明がございました。これより質疑を行います。何かご質問またはご意見がございましたら皆様お願いします。

**高橋委員** ちょっと確認なんですけど、スポーツ健康課長さん、実相寺の天然芝グラウンドへの改修480万円かけて、それが工事が平成29年7月に終わると。そのオープンまでの半年余りの植栽関係で、管理委託料、これが800万円となっているんですが、短期間で800万円は管理料としては少し多額かなということで、これは業者のお見積りをいただいた費用ということで考えてよろしいんですね。

**スポーツ健康課長** はい。そのとおりです。

**寺岡教育長** その他ございませんでしょうか。

**明石委員** 半年間の管理料だけが800万ですか。

**スポーツ健康課長** はい。そのとおりです。今、現実にグラウンドを造っていただいている業者に委託するもので、7月までに出来上がって、その後に芝を管理いた

くと。3月いっぱいまで管理いただいてですね、他の業者に管理させることによって、もし芝のダメージがあったり、うまく根付かなかったりしたときの保障の部分もありますのでそういう形で管理していただくようになっております。

**明石委員** しかし保障は、芝生を植えるときの条件じゃないんですか。植えてからどうかなったらそのとき。植木なんか全部そうでしょ？

**スポーツ健康課長** そのあとにですね、水やり、土入れ、伸びてくれば芝を刈るという作業がまた続きます。

**明石委員** 800万を6で割ったらいくらですかね。

**寺岡教育長** 8ヶ月か9ヶ月ぐらいですから。

**高橋委員** およそ月100万円と考えていいですね。

**明石委員** ということはその後の管理もそのくらいかかるということですね。メンテナンスが。じゃあこの芝管理だけで年間1,200万円かかると。

**スポーツ健康課長** この4月以降についてはですね、今、実相寺サッカー場で芝管理をしてもらっている指定管理者に移行する予定で、費用としては若干低廉になる予定です。

**寺岡教育長** その他ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。  
特に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第20号原案に対し同意することにご異議ございませんでしょうか。

※異議なし

**寺岡教育長** ご異議もないようでございますので、議第20号は同意することに決定をいたしました。

---

## ◎ 別府市職員の退職手当に関する条例及び別府市立学校職員の退職手当に関する条例の一部改正について

**寺岡教育長** 次に議事日程第3、議第21号 別府市職員の退職手当に関する条例及び別府市立学校職員の退職手当に関する条例の一部改正につきまして、提案理由の説明をお願いいたします。

**教育政策課長** 5ページご覧ください。別府市職員の退職手当に関する条例及び別府市立学校職員の退職手当に関する条例の一部改正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により意見を求めるものでございます。提案理由は、雇用保険法等の一部を改正する法律により雇用保険法

の一部が改正され、雇用保険の失業等給付の給付内容等が変更されたことに伴い、条例を改正しようとするものであります。

6ページをご覧ください。中ほどに括弧に囲まれた部分に（別府市職員の退職手当に関する条例の一部改正）第1条 別府市職員の退職手当に関する条例（昭和33年別府市条例第15条）の一部を次のように改正する。とあります。また、7ページの下段に（別府市立学校職員の退職手当に関する条例の一部改正）第2条 別府市立学校職員の退職手当に関する条例（昭和59年別府市条例第37条）の一部を次のように改正する。とありますが、二つとも改正内容は同じです。教育政策課では（別府市立学校職員の退職手当に関する条例の一部改正）についてご説明いたします。

8ページをご覧ください。最初に第10条とありますが、第10条は失業者の退職手当について書かれております。失業者の退職手当は雇用保険法の規定に準じた規定を定めて支給しております。今回の改正は、平成29年4月1日から雇用保険法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、退職手当条例の対応する規定を改正するものであります。3つに分けてご説明します。新旧対照表の方が見やすいので、12ページをご覧ください。1つ目は、第10条第10項第2号になります。左側改正案の下線部分であります。雇用保険法第24条の2が新設されたことに伴い、退職手当の対象要件が特定退職者や、就職が困難なものであって、難知性疾患を有する者等であったり、激甚災害の被害を受けたために離職を余儀なくされた者等で再就職を促進するために必要な職業指導を行うことが適当であると認められた者については、所定給付日数を超過して退職手当を支給することが出来るものとしてあります。13ページをご覧ください。2つ目は、第10条第11項第5号になりますが、下線を引いた部分です。規定する移転費の支給対象に、公共職業安定所の他に特定地方公共団体や「職業紹介事業者」の紹介した職業に就く場合を追加する改正を行ったことです。3つ目は、13ページの後段以降になります。附則に第10項として、平成34年3月31日以前に退職した職員に対する適用範囲の拡大と、その後に施行期日、経過措置などを追加しております。ご審議の程よろしく願いいたします。

**寺岡教育長** ただいま教育政策課より、別府市職員の退職手当に関する条例及び別府市立学校職員の退職手当に関する条例の一部改正につきまして、同意を求める説明がありました。これより質疑を行います。委員の皆様、何かございますか。

**福島委員** もうちょっと簡単に。何を言っているか分かりません。

**教育政策課長** 非常に難しい法律でありまして、なかなか簡単に説明できないのですが。

**福島委員** もう非常に簡単で結構です。

**教育政策課長** 雇用保険法の一部が改正されまして、民間の方は退職したときに、通常であれば雇用保険をかけておりますので、失業保険が出るんですが、公務員の場合は雇用保険をかけておりませんので、その場合は退職手当という名称で出されます。雇用保険法が変わると、それに対応して退職手当も連動した条例を作っておりますので、民間の雇用保険法が変わるたびに退職手

当法を変えないといけません。たびたびこういった改正がありますので、今回もその一部として改正をした。そして拡大範囲の対象が今までより増えたという内容でございます。

**寺岡教育長** よろしいでしょうか。他に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第 21 号は原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

※異議なし

**寺岡教育長** ご異議もないようでございますので、議第 21 号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

---

### ◎ 別府市スポーツ推進審議会委員の委嘱について

**寺岡教育長** 次に議事日程第 4、議第 22 号 別府市スポーツ推進審議会委員の委嘱につきまして、提案理由の説明をお願いいたします。

**スポーツ健康課長** 別府市教育委員会所管事務委任規則第 2 条第 1 項第 7 号の規定により議決を求めるものです。これは、別府市スポーツ推進審議会に関する条例に基づき委嘱いたします。委嘱の期間は平成 29 年 30 年の 2 年間、平成 29 年 6 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までです。人選につきましては、別府市教育委員会が役職指定により選任された方々と市議会推薦、及び学識経験者等から構成されています。委嘱される方々は、17 ページ、友永丈一別府市体育協会副会長以下 11 名の方々となっております。以上で説明を終わります。

**寺岡教育長** ただいまスポーツ健康課より、別府市スポーツ推進審議会委員の委嘱につきまして、議決を求める説明がございました。これより質疑を行います。委員の皆様、何かございますでしょうか。特に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第 22 号は原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

※異議なし

**寺岡教育長** ご異議もないようでございますので、議第 22 号は原案のとおり決定をいたしました。

---

### ◎ 別府市スポーツ推進委員の委嘱について

**寺岡教育長** 次に議事日程第 5、議第 23 号 別府市スポーツ推進委員の委嘱につきまして、提案理由の説明をお願いいたします。

**スポーツ健康課長** 19 ページでございます。同じく、別府市スポーツ推進委員に関する規則に基づき委嘱いたします。委嘱の期間は平成 29 年 30 年の 2 年間、平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日です。20 ページ 21 ページに委嘱した方々を掲載しています。メンバーの内訳につきましては、学識経験者 3 名、女性代表者 5 名、地区代表者 32 名の計 40 名となります。学識経験者の恒松直之、木村由美の両氏は、長年に渡りスポーツ推進委員を務められ、別府市のスポーツ推進に力添えいただいています。御手洗茂氏は、今年から推進員をお願いしていますが、長年中学校教諭として別府市の教育委員会に所属し、学校長で退職されている方です。女性代表の森由布子、笠置由紀江、立川和子さんは、スポーツ推進委員の経験も長く、いろいろなスポーツ行事に参加指導を行っていただいております。新しく草場恵美子、高木恵子さんについては、初めての方ですが、地域のスポーツ活動に積極的に参加指導されている方々です。また、地域代表の 32 名は、16 地区から 2 名ずつの推薦を受けている方々です。この案件につきましては、先日教育委員の皆様にご説明させていただきました。5 月 22 日すでに委嘱式を終えています。事後案件であることお詫びしてご報告させていただきます。以上です。

**寺岡教育長** ただいまスポーツ健康課より、別府市スポーツ推進委員の委嘱につきまして、説明がございました。これより質疑を行います。委員の皆様、何かございますでしょうか。  
特に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第 23 号は原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

※異議なし

**寺岡教育長** ご異議もないようでございますので、議第 23 号は原案のとおり決定いたします。

---

## ◎ 別府市社会教育関係団体の認定について

**寺岡教育長** 次に議事日程第 6、議第 24 号 別府市社会教育関係団体の認定につきまして、提案理由の説明をお願いいたします。

**教育次長兼社会教育課長** 22 ページをお願いいたします。別府市社会教育関係団体の認定につきまして、別府市教育委員会所管事務委任規則第 3 条の規定により議決を求めるものでございます。次のページに 3 件登録の申請が出ておりますが、昨年 5 月に平成 28・29 年度の別府市社会教育関係団体として、60 団体が認定されております。このたび、3 団体から新規認定申請がございました。本日はこの新規認定申請につきまして、別府市社会教育関係団体の認定に関する要綱第 4 条の規定に基づき、認定の可否を審査していただきたいと思っております。新規認定申請のあった団体につきましては、1. 別府手話サークルにじ(昼)です。それから 2 番目、茶道洗心会、それから一番下、

大分県子ども将棋ネットの3団体でございます。まず1番目の別府手話サークルにじ（昼）につきましては、聴覚障害者の福祉の増進をめざし、聴覚障害者との親睦、融和をはかり聴覚障害者協会その他サークルとの連携を密として、福祉事業に自主的かつ積極的に協力している団体でございます。市や教育委員会主催の事業においても、手話通訳者として参加していただいております。続きまして2番目の茶道洗心会でございます。社会福祉を目的とし、必要に応じて茶会を催し、益金が生じた場合は社会福祉協議会に寄付をしていただいております。平成27年度までは社会教育関係団体でありましたが、昨年度申請書未提出であったため、今年度申請に至った経緯がございます。毎年、成人式においてお茶席を設け、呈茶をしてもらっていただいております。本年の成人式は会場の都合でできておりません。それから3番目の大分県子ども将棋ネットでございます。日本の伝統文化である将棋を継承・普及し、その活動を通して子どもたちに礼儀や交流の大切さを啓蒙すると共に、その知力や感性の向上に努めております。ニューライフプラザ、旧大分県社会教育総合センターにおいて活動していた団体でございます。認定に関する要綱第4条による、5月17日に開催された社会教育委員の会議での意見聴取では、3団体いずれも認定に対して異論はないとの意見がございました。今回認定された場合、認定期間は、本年6月1日から来年5月31日までの1年間でございます。以上、認定についてご審議をお願いいたします。

**寺岡教育長** ただいま社会教育課より、別府市社会教育関係団体の認定につきまして説明がございました。これより質疑を行います。委員の皆様、何かございませんでしょうか。

**明石委員** 3団体は全然問題ないと思うんですけど、ちょっと教えてください。25ページの42、43の別府市日本画協会と別府市日本画教室は、代表者も同じ方ですけど、どう違うんですか。

**教育次長兼社会教育課長** ちょっとその知識は私も持っていなかったもので、調べさせていただいてまた後日ご報告をさせていただいてよろしいですか。

**明石委員** なるべくなら一緒になってもらったほうが。代表者が一緒だから。

**教育次長兼社会教育課長** 想像ですけども、協会の部分というのはいろんな日本画協会としての事業のみをやっているものと、教室というのは広く初心者を教えている、教えている段階でいろんな会場が必要になってきますので、そういった場合には減免のメリット等もありますので、その辺の活動の内容が、協会と教室で分けて組織をしているのかなという予想はするんですけども。

**明石委員** 協会主催の教室ではないんですね。

**教育次長兼社会教育課長** 協会はその普及とか、そちらのほうに力を入れているようにはありますけども。

**寺岡教育長** 一度確認してください。



**教育次長兼社会教育課長** はい。また報告させてください。

**寺岡教育長** よろしいでしょうか。他に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第 24 号は原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

※異議なし

**寺岡教育長** ご異議もないようでございますので、議第 24 号は原案のとおり決定いたしました。

---

### ◎ 別府市いじめ問題調査委員会設置要綱の制定について

**寺岡教育長** 次に議事日程第 7、議第 25 号 別府市いじめ問題調査委員会設置要綱の制定につきまして、提案理由の説明をお願いします。

**総合教育センター所長** 別府市いじめ問題調査委員会設置要綱の制定について、別府市教育委員会所管事務委任規則第 2 条第 1 項第 2 号の規定により議決を求めるものでございます。いじめ防止対策推進法が平成 25 年 9 月に施行されました。それから 3 年が経った際に、文部科学省は内容について見直しを図るということでございました。その半年後、つまり今年の 3 月の終わりに文科省はガイドラインを発表しました。そのガイドラインでは、いじめによる重大事態に対処する内容が記載されております。別府市内の小中学校の児童生徒においては、いじめ事案はありますが、ほぼ解消しているところです。ただ、すべて解消しているというわけではなく、内容的には保護者との間でこじれている、完全解消に至っていない事案もございます。今後、いじめを理由として自殺をはじめとする重大事態が発生することはあってはならないんですけど、万が一あった場合に、速やかに対処できる調査委員会を立ち上げる必要があると考えております。また、このガイドラインが出た後に、すぐ県教委からこちらのほうに指導をいただいたところです。そういう理由で設置要綱を立ち上げる形としました。第 1 条に設置の目的を書いております。第 2 条に所掌事務についてです。重大事態について事実関係を明確にするため調査を行い、その結果を別府市教育委員会に報告する、組織としては 5 人以内ということで組織しました。任期は 1 年、そして委員長を弁護士という形にしております。次にページを変えて、会議の内容ですが、委員長が招集し議長となる、委員長が必要があると認める際には、委員以外の出席を求め、意見もしくは説明を聞くことができる、非公開、守秘義務、そして庶務については、別府市総合教育センターが行うという内容でございます。以上です。お願いいたします。

**寺岡教育長** ただいま学校教育課より、別府市いじめ問題調査委員会設置要綱の制定につきまして、説明がございました。これより質疑を行います。委員の皆様、何かございますでしょうか。

**高橋委員** 第3条、「調査委員会は委員5人以内をもって」というふうなことで、人数の限定があるんですが、その下に(1)から(6)まで職業別にお書きいただいているんですけど、この職業の皆さん方からお一人おひとりだと6名になるんですけど、この5人以内という人数は、別府市が決めているんでしょうか、国が決めているんでしょうか、県が決めているんでしょうか。

**総合教育センター所長** この度は、教育長を中心に、別府市教育委員会として決めさせていただきたいと思います。

**高橋委員** 別府市が決めた人数ですね。

**総合教育センター所長** はい、それで提案させていただきます。

**福島委員** 6名になるから、いいんですか。弁護士が一人入って、お医者さんが入って、心理士が入って、その他教育長が必要と認める者と。

**総合教育センター所長** 今後、この事案の中身に従って、調査委員が変更されるということがございます。それで、その際は委嘱については、5人という形にはしているんですけども、柔軟に対応できるようにさせていただきたいと考えております。

**福島委員** では6人と書いたほうがいいんじゃないですか。事案によっては6人いるんじゃないですか。(6)があるから。書き方を言っているだけのことで、内容はあまり関係ないですけど。

**総合教育センター所長** ありがとうございます。いろいろな設置要綱を拝見させていただきました。それで、5ではなくて6とかいうところもございます。5が多かったというようなどころもありまして、この数に落ち着いたところもありますが、検討させていただきたいと思います。

**寺岡教育長** では、6名という方向で検討するということですね。

**総合教育センター所長** はい。

**明石委員** 人数はいらないんじゃないの。

**学校教育課長** 学校教育課の課長としてお答えさせていただきます。まず、この設置要綱策定にあたりまして下調べをいたしました。いろいろな市町村、市が多かったんですけども、調査委員会を調べましたら5名がほとんどでした。よそがしているから別府も右にならえというわけではございませんが、人数のちょうど良さというのもあろうかということで、他市を参考に5名と決めさせていただきました。職種が(6)までございますけども、先ほど所長が申し上げましたけど、事案に応じて、あるいは年度に応じてケースバイケースで専門の方、適任の方がいるだろうということで、幅広に決めさせていただいておいて、この中から5名程度で行わせていただければということで、最終的にいろんな議論を行いましたけども、こういう形に収まっ

たということで、本日もご提案をさせていただいているところでございます。

**福島委員** それなら6名か、5名は書かないほうがいいですね。

**明石委員** これは事案に応じて常に変わるんですか。任期があるんでしょ。

**学校教育課長** 任期は第4条にて1年となっております。

**明石委員** 任期があるんだから、今の説明ではその事案事案において変えるっていう説明だったから。

**学校教育課長** 想定として1年の中で、何回もいくつもの事案が起こって、これを同時進行的にメンバーを変えた調査委員会2つ3つを同時進行で行うということはあまり想定はしておりません。ないほうがいいと思っておりますが、何年か1回そういう大きな事案がもし起きたときに、その事案のケースが異なる場合がありますので、私が事案事案と申し上げましたのは、今の想定では何年かに1回に備えて考えたときに、その事案が異なるケースが想定されるという意図で申し上げたということでご理解いただければと思います。

**明石委員** それなら6名のほうがいいね。

**福島委員** 文章としてわかりやすい。

**寺岡教育長** 重篤な、いわゆる重大な事態ではやっぱり警察関係とかですね、入る場合があるということで。他の市町村は大体5名が多かったのですが、では課長、そこはもう一回検討して。

**学校教育課長** はい。ではご意見をいただきましたので、検討させていただきまして、また改めて報告という形にさせていただきます。

**寺岡教育長** 他にございませんでしょうか。こういうことがないというのが一番嬉しいことでございますけど、茨城県のほうでは大変な事態が起こって、調査委員会が撤回したりしてですね、大変なことになっております。それでは質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第25号は原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

※異議なし

**寺岡教育長** ご異議もないようでございますので、議第25号は原案のとおり決定いたしました。

---

## ◎ 報告事項

**寺岡教育長** 次に報告事項の項に入りたいと思います。

報告事項（１）教科用図書の採択方法につきまして報告願います。

**学校教育課長** よろしくお願いいいたします。報告第 12 号 教科用図書の採択方法について、報告をさせていただきます。

30 ページをお開きください。合わせまして、お手元に配布させていただいております別綴じの資料も使用させていただきます。では 30 ページ 2 行目、教科用図書採択地区の変更の経緯をご覧ください。教科用図書の採択地区につきましては、平成 28 年度定例会の議第 65 号で議決をいただきました。議決事項は、市単独の採択地区を希望すること、調査研究は従前同様 5 市町村共同で行うことでした。この件につきましては、平成 29 年 4 月 1 日付けで県教委の告示があり決定したところでございます。そこで、単独の採択地区となることを受け、その採択事務を円滑に執行する「別府地区教科用図書採択委員会」を設けることといたしましたので、報告申し上げます。なお、今後「別府地区」という言葉を用いる場合は、原則、別府市を指すこととなりますので申し添えます。

続いて、採択委員会の設置につきまして申し述べるところですが、その前に、これまでの採択の方法との変更点を図で説明申し上げます。お手元別配付いたしております資料の 2 ページ目、右上に旧と書かれた事務経路の図をご覧ください。まず、左下四角囲みの G の部分をご覧ください。これまでは、5 市町村で共同の採択を行って行っていましたので、合議体である採択地区協議会を設置し、ここで採択案を決定していました。そのために H にある選定協議会も合同で設置し、教科書の調査研究をし、G 採択地区協議会に報告をしておりました。実際には、G 採択地区協議会で決定された採択案は、F の各市町村の教育委員会で正式決定されておりました。では、配布資料 1 ページをご覧ください。右上に新と記しております。別府市が単独採択地区となりましたので、法令上は、H の選定協議会が調査研究した事柄を G の部分を飛ばして、直接 F の別府市教育委員会に報告して、その場で正式決定いただくことが可能となります。しかし、1 種目（1 教科）で何社もある教科について、国語科はこれ、社会科はこれと全種目（全教科）決めていったのでは、大変な時間がかかります。そこで、従前の合議体であった採択地区協議会と同じ機能を持たせた「採択委員会」を別府市独自に設置し、そこで採択の原案を決定し、教育委員会での協議を効率的に行うようにしたものでございます。

では、「教育委員会議案」の冊子、30 ページにお戻りください。中段の採択委員会の設置というところをご覧ください。1. 採択委員会の構成委員でございますが、教育長、教育委員 1 名、教育参事、保護者代表 1 名、学識経験者 1 名の計 5 名であります。2. 採択委員会の会則でございますが、別途教育長決裁にて定めさせていただきたいと思っております。ご参考までに別配付資料の 3 ページ、4 ページに会則案をお付けしております。3. 選定協議会の設置につきましては、先ほど説明いたしましたように、別府市独自の「別府地区教科用図書選定協議会」を設け、他の地区との共同研究といたします。なお、別配付資料 5 ページには採択にかかる今後のスケジュールを、6 ページには年度ごとの採択スケジュールをお示しいたしましたのでご参照ください。以上でございます。

**寺岡教育長** ただいま教科用図書の採択方法につきまして報告がございました。委員の

皆様、何かございましたらお願いいたします。

**福島委員** つまり選定協議会で決定した分を、採択委員会がもう一回決定するということですか。

**学校教育課長** 選定協議会は調査研究を目的としておりますので、例えば、本年度調査研究をしなければならない教科は道徳でございます。その道徳の、小学校ですけれども、8社見本本が届いています。この8社についてそれぞれ特徴を調べてそれを取りまとめて、そして採択委員会のほうに、その特徴等を報告すると。採択委員会でその教科書の特徴を精査して、別府市としての採択案を仮決定と言いますか、案を決定していくと。こういうことを想定しております。

**福島委員** 採択委員会の委員というのは、教育長は以前先生をしていたからわかるでしょうけど、教育委員は先生をしたことがないからわからないでしょう。教育参事は行政の方でしょ。保護者も僕はわからないと思うな。学識経験者が本当の先生がいればわかりますよね。そんなのでいいんですか。

**学校教育課長** まず保護者代表1名、学識経験者1名につきましては、現在のところ想定している案としましては、保護者については、市のPTA連合会にお願いして選んでいただこうと思っております。学識経験者につきましては、退職校長会にお願いする方向で考えております。実際、教員ばかりがいいのか、保護者の方、それぞれのお立場の方、私どもこれまでたくさんご意見をいただいております。教科書は子どもが使うものであり、子どもの親権者の保護者がそれについて興味関心が高いことでもありますので、ある意味、教員ばかりで決めずに、やはり子どもの親、保護者の方の意見を聞くとか、様々な立場の方のご意見を伺うということも、大事になってこようかなと思っておりますので、幅広く社会の方々、地域の方々の同意を得るという意味で、教員ばかりに偏らないという人選をさせていただいております。

**高橋委員** 30ページのほうでは、採択委員会の構成メンバーで、保護者代表1名とあるんですが、別府地区教科用図書採択委員会会則の案の中では、構成、第3条でPTA代表1名というふうになっているんですね。保護者代表なのかPTA代表なのか、Tが入りますから。そこで、先ほど福島委員さんがおっしゃっていただいたようなT、いわゆる学校現場のご経験がある方が入られる可能性があるというふうに解釈してもいいのか、それとも今日の定例教育委員会の資料の30ページのほうの、保護者代表で考えたほうがいいのか。

**学校教育課長** 会則案の第3条のPTA、これを保護者に修正をさせていただきたいと思えます。

**明石委員** 幅広くというのなら、5人だけでいいのかな。

**学校教育課長** 今回別府市が単独の採択となりましたので、県内の単独採択、例えば大分市、中津市、その他の単独採択市の構成員を調べました。で、人数は最大

が9人、あとは5人とかいうところもありました。これは一番一般的な人数でありまして、9人とかなっているところは、教育委員さんが皆さん入られているとかですね、あと教育委員会事務局が4人とか入っているということで、実質的には、特殊な場合を除けば、大体5名程度で構成しているという市町村がほとんどでございます。

**福島委員** よく選定協議会の委員になった人たちが日当をもらったとかいう問題がありましたよね、教科書会社から。これを防ぐためのものというのがあるんですか、この採択委員会を設けるということは。

**学校教育課長** 今のお尋ねの件ですけれども、そういう紛れをなくすために、やっぱり公正、公平な採択をするために、そもそもこの選定委員を選ぶ際に、そういう経験者、そういう疑いが生じそうな人選については、各教育委員会で十分注意をして選任をしていきます。それでも二重三重の防御をするということで、この採択委員会を設けていくという意図も、おっしゃるとおりなのかと思います。

**福島委員** ゆるくはこういう構成でもいいんですよね。

**寺岡教育長** 昨年、一昨年度も大変大きな問題があつてですね、業者が東京に呼んでそこで接待したりと、そういうことがありましたので、一切そういうことがない形でかなり厳選しております。以前は教員だけでやっていた部分もあつて、それも問題だということで、今までは選定協議会の中にもPTAの方が入って、かなり意見をおっしゃるんです。教員の発想とは全然違った角度からやってきますので、そういう意味で多分5人に絞っているんだと思います。教育委員さんが1人入られますので、教育委員会の代表ということで、そこは責任を持ってやっていただくということで。よろしゅうございますか。今度は道徳が特別な教科ということで入ります。今までは2社3社しかなかったんですけど8社ですので、ましてや内容的には特別な教科になったので評価が入ってくるわけです。ですから、かなり大きい話題性がありますので、どの教科書を採択するか非常に難しい状況です。

**明石委員** 道徳で評価するんですか。大変ですね。

**寺岡教育長** 教科になりますので、特別な教科ということで。

**明石委員** 試験をするんですか。

**学校教育課長** まず特別な教科という、なぜ特別が付くかというところですけど、実は教科と呼ぶためにはいくつか要件がございまして、まず教員免許がそれに対応してある、ということです。特に中学校、高校です。それからもう1つは評定をする、評価をする。これが1つです。それと教科書があるということでもあります。それで、道徳は教科書ができましたが、評価の部分、評定ですね、いわゆる1、2、3、4、5。これをつけることができるかということが当初から議論されておまして、それは馴染まないだろうと。ですから評価につきましては、文言、文章表記にすると。しかもその子の

一面ではなくて、多面的に継続的に見ていって、担任が文章で表記するという事に落ち着いています。ですから評定はありませんが評価はあるということで、特別のという言葉が付いたというふうにご理解いただければと思います。

**寺岡教育長** 次に報告事項（2）寄付受納につきまして、報告を願います。

**教育政策課長** はい。報告第13号、寄付受納について教育政策課関係部分についてご報告いたします。32、33ページをご覧ください。現金、物品等関係の番号1番から13番まででございますが、ほとんどが卒業記念品として卒業生保護者代表からいただいたものであります。4番から7番までは公益財団法人ベルマーク教育助成財団より熊本地震による被災地校支援の名目でカラーレーザープリンタ、電子レンジ、掃除機、一輪車用スタンドをいただいております。2番の土地関係の1では工藤トシ子様より、鶴見小学校西側の擁壁復旧工事に伴い、擁壁の一部となる土地を学校用地として寄附いただいております。地積4.75㎡でございます。教育政策課関係部分は以上でございます。

**教育次長兼社会教育課長** 33ページの14番から18番です。まず14番ですがアップライトピアノ、これは三浦さんという個人の方から、西部地区公民館へ個人が使用していたアップライトピアノを寄贈いただいております。それから15から18につきましては、サザンクロスのバザーの協議会がありまして、このバザーの益金を元に、サザンクロスの施設の充実ということで、コミュニケーションボード、これはパーティションみたいなものですね、これは部品になっておりまして、T型丸型というのは、足の部分の下がT型になっているか、丸くお皿のようになっているか、丸い小さなボールというか受け皿のような形になっているか、その足の違いで、セットになって組み立てるという形で4点が1セットになったパーティションのようなもの、これを寄贈いただいております。以上でございます。

**寺岡教育長** ただいま寄附受納について報告がありました。委員の皆様、何かございましたら。よろしゅうございますか。  
次に報告事項（3）別府市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部改正につきまして報告願います。

**学校教育課長** 報告第14号 別府市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部改正について、報告をさせていただきます。35ページをお開きください。平成29年5月17日付で一部改正いたしました内容及び改正理由につきまして記述いたしておりますが、新旧対照表を用いて説明させていただきます。37ページをご覧ください。左が改正後、右が改正前でございます。改正部分に下線を付しておりますので、その部分を中心にご覧ください。第3条6行目の「代える」という文言をひらがな表記から漢字表記に改めました。同様に第9条1行目の「受けた」も漢字表記に改めております。これは、同一用語の漢字・かな混じり表記を漢字表記に統一したものでございます。9条の下、別表第1の表記に（第2条関係）を加えました。これは、別表と条項の関係を明らかにしたものです。次に別表第1の内容についてご説

明いたします。今回の要綱の改正は「補助限度額」の枠の中央「同一世帯から2人以上就園している場合の次年長者（第2子）」に対する補助額を増額することが主な柱になっております。具体的に申し上げます。38ページをご覧ください。区分2の部分、中央の第2子の額ですが、旧290,000円を新308,000円に改正しています。同じく区分3も290,000円を308,000円に改正しています。区分4は、第1子115,200円を139,200円に、第2子211,000円を223,000円に改正しています。これらの増額は、保護者負担の軽減を目的にした国庫補助限度額の改定を受けたものでございます。次に38ページの下の方、備考の5をご覧ください。旧において、「情緒障害児短期治療施設通所部」となっていた部分を「児童心理治療施設通所部」と改正しております。これは、児童福祉法等の一部を改正する法律により名称が改められたことによるものです。次に39ページをご覧ください。別表第2も別表第1と同様の理由で（第2条関係）を示しました。次に40ページをご覧ください。別表第3においても（第2条関係）を示しました。最後に41ページ別表第3の区分3の部分をご覧ください。第1子の補助額を217,000円から272,000円に改正しております。なお、これらの改正は平成29年度分の別府市私立幼稚園就園奨励費補助金から適用いたします。以上でございます。

**寺岡教育長** ただいま別府市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部改正につきまして報告がございましたが、委員の皆様、何かございますでしょうか。

**小野委員** 38ページの新しいほうの、児童心理治療施設通所部というのはどういうところがあるんですか。

**学校教育課長** 大分県はずっとなかったんですけど、念願のができまして、大分市に、はばたき学園という、大分市教育委員会の所管になりますけども、情緒障がいのある子どもたちが、家庭を離れて治療を受けながら、学校が必要ですので、その治療施設の近くに宿泊施設があって、そこで勉強しながら過ごすという施設でございます。

**寺岡教育長** よろしゅうございますか。大分市にあるんですね。  
では他にないようでございますので、以上で質疑を打ち切ります。

---

## ◎ その他

**【概要】** ※平成29年6月定例教育委員会の開催日程について、日程調整の結果、平成29年6月29日（木）17:00より開催することが決まった。

---

## ◎ 別府市教育委員の辞職につき教育委員会の同意を求めることについて

**寺岡教育長** ここで追加議案としまして、別府市教育委員の辞職につき教育委員会の同



意を求めることについてご提案を申し上げます。これを議事日程第8に加えたいと思います。この案件は人事案件となりますので、別府市教育委員会会議規則の第6条第1項の規程によりまして、非公開とすることをご提案申し上げます。お諮りいたします。議事日程第8、議第26号追加議案につきましては、非公開とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。出席者の3分の2以上でございますので、今からこれを非公開といたします。傍聴の皆さんは恐れ入りますが、ご退席をお願い申し上げます。

**※関係者以外退席**

以下非公開

**※審議の結果、議第26号は原案どおり同意した。**

**寺岡教育長** その他も終わりました、何か各課のほうからございませんか。

**教育次長兼社会教育課長** 先ほどの明石委員さんのご質問の日本画協会と日本画教室ですが、日本画協会につきましては、やはり別府市の日本画展、そういう展覧会を主にやっているという活動で、会費も1,000円と1,500円と違います。日本画教室は教室をやっている、教室に参加して初心者を指導して、その教室の展覧会をやっている。そういう形の差があるようでございます。それと、前回の定例の委員会の中で、明石委員さんから質問がありました。事務分掌の中で、「女性婦人教育に関すること」というところで、この婦人という言葉は今も使われているのかというご質問がありまして、ちょっと調べさせていただきました。これにつきまして、国のほうが平成8年の12月に男女共同参画2000年プラン、これを契機にだんだん男女共同だという認識の下に、いろんな施策が転換されております。別府市につきましても、平成14年3月に別府市男女共同参画プラン、これをすることによって、婦人女性対象のいろんな事業は成人が対象と、婦人を特定したいろんな事業というのはなくなって、成人対象の事業に変わっているという経緯がございました。従いまして、事務分掌で婦人女性というのは、今までどおりに事務分掌が置き去りにされて変わっていなかったということなので、次回の定例委員会で、事務分掌を外して「成人教育に関すること」でひとつですよという形での改正をお願いしたいと考えております。以上でございます。

**寺岡教育長** よろしゅうございますか。

それでは教育政策課長から統合中学校の現在の進捗状況についてご報告がでございます。

**教育政策課長** 時系列でご説明いたします。先週5月24日(水)の16時に、まず山の手中学校の生徒、教員にヒアリングを行いました。その日の19時、山の手中学校校区の保護者・地元住民・学校関係者の方に山の手中学校に集まっていただいて、意見を聞く会を行いました。次の日の25日(木)に今度

は浜脇中学校の生徒、教員に事前にヒアリングを行いまして、その日の19時から、また浜脇中学校区の保護者・地元住民・学校関係者の方々に、南小学校で意見を聞く会を行いました。そのときの映像がこちらになります。基本テーマ、校区、生徒数、通学路、今後のスケジュール、開校準備協議会、こちらについて最初にご説明しました。基本テーマは「思いやりを育み、地域とともに歩む学校」、校区、生徒数、通学路につきましては、校区は山の手小学校区、南小学校区で決定しております。開校は平成33年4月を予定しております。学級数につきましては、いろいろ意見が出たんですが、3学年で13学級から15学級で今後推移していくものと見込まれております。その後も同程度の規模を維持していく予定です。通学路につきましては、平成30年度になりまして、学校・保護者・地域で検討会議を開始いたします。通学路の一番遠いところ、両郡橋より統合中学校まで直線距離で2.4キロ、徒歩で約36分ですから、学生であればもう少し早いかもかもしれません。山の手町20組から統合中学校までは1.8キロ、徒歩約31分、そういった通学路になります。今後のスケジュールとしましては、今年度、保護者・地域・教職員の意見を聞く会を、先週持ちました。開校準備協議会を今後設置して、その中で校名、校章、制服、体操服とか、そういった生徒・保護者に関係するものを協議していきます。また、来年30年度につきましては、いよいよ解体工事が始まって、造成工事も行われます。開校準備協議会は29年度30年度継続して行って、最終的には校章とか制服とかそういったものを決定していきます。31年度には、校舎、体育館、グラウンド等の整備工事が始まります。その間にも、校歌の検討とか2つの校区が重なりますので生徒間の交流、あと備品の移動計画等々がありまして、これが31・32年度にかけてあります。33年度に統合中学校開校となります。

開校準備協議会では、統合を円滑に行うため、統合対象関係者に開校に向けた意見を広く求め、必要なもの、ことを決定、準備します。協議事項は先ほど言いましたように校名候補の推薦、校章・校歌の推薦、制服・セカンドバッグ等の取扱いや、通学路の検討などです。構成員は統合対象校のPTA関係者、自治会関係者、学校関係者及び学識経験者を予定しております。

これが校地図であります。現在赤で囲まれたところが、今後校地として整備する場所になります。中ほどに市道がありますが、この市道はグラウンドがかかりますので、廃止して、ここに校舎を建てる予定にしております。今回はプロポーザルによりまして、梓設計さんに決めました。その梓設計さんに設計図を描いていただいて、大まかなレイアウトがありましたので、地元の方にご説明いたしました。その際に、第1回目の地元の意見を聞く会が2月に行われて、その時に出た意見が、北側グラウンド、南側校舎の配置が良い、グラウンドはなるべく広く水はけを良くしてほしい、芝生か屋上も利用してほしい、駐車場は確保してほしい、避難施設として体育館を利用したい、教室の形を正形、四角にしてほしい、エレベーターを設置してほしい、といった意見が出ております。また、幼稚園跡地は建物を配置するより、テニスコートや駐車場がいいのではないかと、部室も整備してほしい、人口水準とした教室数を確保、ワンフロアに1ヶ所は教師がミーティングできるスペースを確保してほしい、洋便器でなく和便器も必要だ、地域活動の専用室、そういった部屋もほしい。これを含めて、教育

委員会で先般教育委員さんにご説明したと思いますが、その配置図がこれでございます。北側にグラウンド、南側に体育館と校舎を配置して、駐車場とかテニスコート、そういったものも配置しております。門は海の門、山の門、南の門と3ヶ所からいろんな地区から入ってこられるように配置しています。グラウンドの広さですが、現在の山の手中学校の広さが面積約8,383平米、浜脇中学校が約9,102㎡、いずれも8,000～9,000㎡ありますが、浜脇のグラウンドにつきましては形がいびつでありまして、十分な活用ができておりません。今回、統合中学校のグラウンドは、面積的には10,840㎡で、山の手中学校のグラウンドと比べると1,000㎡以上広がっております。完全な正形で野球のグラウンドが入りますし、競合はいたしますが、陸上のトラックとサッカーのグラウンドも入るようになっております。

これは1階の平面図ですが、1階南の西側に体育館、体育館には備蓄倉庫、体育館の広さは、現在では青山中学校の体育館と同レベル、備蓄倉庫も青山中学校の備蓄倉庫よりも大きな倉庫を用意しております。コミュニティールームというのは、地域の方がいつでも来て、そこで地域の会合とか、PTAの会合、そういったものができるように24時間出入りが可能な場所にしております。右側に移りますが、保健と書いているところが保健室、校務センターというのが今で言う職員室にあたります。特別教室、多目的ホール、メディアセンターとありますが、多目的ホールにあたりますのが、ちょうどこの図で言いますと現在の体育館がある場所で、ここは斜めになっておりますので、多目的ホールの部分は上の段と2mの段差がございます。そこを利用して天井高の高い多目的ホールで柔道とか剣道とか、そういった武道にも使え、学年集会でも使えるようなホールを用意しております。メディアセンターにつきましては、今で言う図書館でありまして、そこには図書と、パソコン教室もこの中に含まれております。メディアセンターの上が駐車場で、そちらから外部の方が来られて、生徒来賓と書いているところから入る、玄関につきましては3年生用と1・2年生用に分かれておりまして、受験時にインフルエンザ等から隔離する場合に3年生は別のところから入られるようにということで別に配置しているということでございます。

これが基準階の平面図の大まかな図ですが、この部分が教室になりまして、右側が特別教室になります。真ん中の上の部分が廊下兼スペースになりまして、そこにロッカーや教師と生徒が触れ合える空間が用意されています。これに基づいた階が、普通教室、特別教室、ロッカースペース、集会室ということで、メディアスペースというのは、各特別教室で作った作品などを展示するスペースということです。トイレにつきましては、普通教室の中にもありますが、こちらは生徒が入るのに教室から見えないようにという配慮と、上のトイレ2ヶ所につきましては、特別教室を使う生徒が、他の学年が使う場合に交ざらないようにということで別に用意しております。これを含めた2階3階4階のスペースですが、2階は1階と同じ配置で、3階に特色としてプールを配置しております。プールは校庭に作るとその分校庭が狭くなりますので、屋内に設置しております。プールにつきましては、屋内プールというわけではありませんで、天井が青天井ということで空が見える、屋外の教室に配置したプールということになります。これを全て合わせますと鉄筋コンクリート造りの4階建てで、校舎は6,500

m<sup>2</sup>、体育館は1,400 m<sup>2</sup>です。

これを地元2つの地域にご説明したわけですが、前もって山の手中学校の生徒さんから聞いた中では、教室については広いほうがいい、参観日や研究授業のとき、参加者が教室の中に入れたほうがいい、トイレは男女をきっちり分けて鏡を多くしてほしい、洋式でウォシュレットがあるといいなど、トイレについては結構生徒さんから要望がありました。廊下につきましては、3人程度が座れるベンチなどもあるといいなど。また職員室教師ステーションにつきましては、4階の広いスペースで教師が活用できるのもいいかなというのと、図書館については教室から遠いに行くのが面倒だということで、今回は1階の出口の横に配置しております。また、IC教育を推進するため無線LANや教室のスクリーンなどパソコン環境を充実させてほしい、また学校の先生方からグラウンドはできるだけ広く取ってほしい、サッカーの試合ができるぐらいの広さが取れるといいのだけどという意見もございました。

山の手小学校で説明会をした際には、地元の皆さんには大方了解を得たのですが、南小学校でした浜脇中学校区の皆さんは、地元の方や学校の先生たちからもグラウンドをもっと広く取れないかということで、北側がグラウンドで南側が体育館、東側が校舎というこの図におきまして、体育館を東側に置いて、校舎を西側に持って行って、校舎の幅をもう少し狭くするなどして、グラウンドを広く取れないかという意見がございました。当日は、意見を聞く会ということで、私どもとしてもこの形でご理解いただきたいということは申し上げたんですが、そういった学校現場から、もう一度検討してみてそういった配置でもできないかという意見が出ましたので、現在は持ち帰って、また梓設計さんにそういった配置ができるのかどうか、工期的に間に合うのか、そういったことを総合的に判断していただいている状況でございます。

**寺岡教育長** ただいま統合中学校について経過説明がございましたが、委員の皆様、何かご質問やご意見はございませんでしょうか。

**高橋委員** 今、絵で拝見しておりますグラウンドの広さというのは、現在の西小学校のグラウンドよりも広がってますでしょ？

**教育政策課長** 今の西小学校のグラウンドは、ここに市道が通っていますので、ここまでがグラウンドですね。今回はここの市道を廃止してこちらまで。

**高橋委員** 市道の分が広がっているということですね。それでもまだ広くしてほしいと。

**福島委員** なんのために？

**教育政策課長** 学校現場では、なるべく部活動を優先したいということで、部活動第一のようなことをおっしゃってました。教育委員会としては、部活動も当然大事なんですけど、教室のスペースとか、そういった空間も大事だと考えて総合的にこういったレイアウトにはしたつもりですが、もう一度検討をする余地があるのではないかとということで、わかりましたということで、

持ち帰っている状況でございます。今後梓設計さんからレイアウト等、メリットデメリットも含めて、教育委員会の中で協議して、最終的には教育委員さん、教育長、市長と協議して、あまり時間がありませんが検討していかないといけないと思います。

**寺岡教育長** 浜脇中・山の手中はこれまでですね、グラウンドが、部活とかいろんな面で何十年間も悩みを抱えてきたというのはよく理解できますが、この説明会の日に、その前に学校の校長先生に説明されたんですか。

**教育政策課長** 当日の4時に学校のほうに出向きまして、生徒の代表と学校の先生とヒアリングを行いまして、そのときにこれを基に、どういったことを学校に望みますか等聞いた中で、生徒さんから出た意見は、教室のスペース、空間を大事にしたいとか、特に生徒さんはトイレのことを心配していたのと、図書館とか、職員室の先生のところに寄り付きやすいように、職員室の前に相談室がほしいとか、そういったことが多かったです。当然その中に部活の生徒がいれば、グラウンドのことも言われるのかもしれませんが、いずれにしても学校現場の先生からは、なるべくグラウンドを広くしてほしいということとはたびたび伺ってはありました。ただ、どれだけ広くすればいいのかということもありまして、最終的にはグラウンドを広くすれば他を犠牲にしてもいいのかとか、いろいろありますので、いったん持ち帰ってそれまで検討するというところで現在に至っております。

**教育参事** 今、業者のほうに再度ということで投げかけておりますので、期間がありませんけど、出来上がり次第、また教育委員さんにも、どういうふうな方向性ということでお話しなければいけないものですから、その中にやっぱり地元、学校現場の校長先生方で話を進めていきたいと思います。

**高橋委員** 模型はできているんですか。

**教育参事** 箱みたいな形はできていたんですけど、それを私も入手しようかなと思っております。

---

## ◎ 閉会

**寺岡教育長** その他よろしゅうございますか。では以上をもちまして、平成29年5月定例教育委員会を閉会したいと思います。ありがとうございました。

---

・発言の内容について、単純ミスと思われる字句、重複した言葉づかい等を整理の上作成しています。